

2-3 操業情報データベース

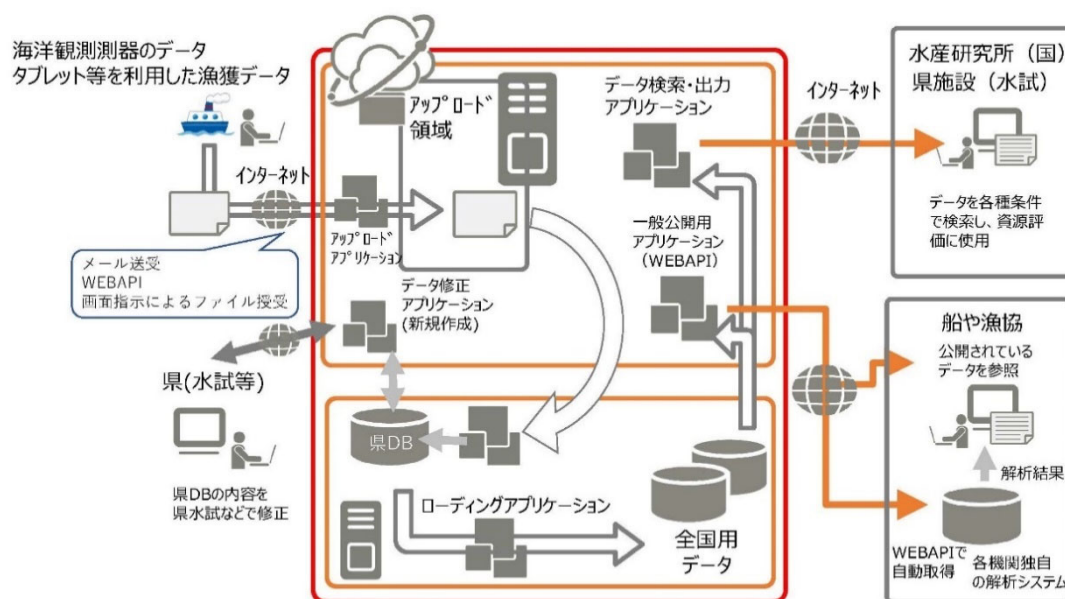
JAFIC は、会計規程細則 第4章契約に基づき公募して株式会社TSPに決定し、10月6日付けで契約した。

(1) 操業情報データベースについて

操業情報データベースは、令和元年度に資源漁獲情報ネットワーク事業において構築したシステムである。

漁船から直接報告する操業情報並びにロガーデータなどの環境データをリアルタイムに受信・保存し、各種条件で検索できるほか、WEBAPIにより検索結果を自動で取得できるシステムを構築した。令和2年度はJSON形式のデータを受信するためのWEBAPI機能を追加し、日本海で操業した漁船のロガーデータ、操業データを受信できる機能を追加した。

以下に令和2年度現在のシステム構成を示す。



(2) 実施内容

漁獲報告システムにおいて漁業者から直接報告される水揚げ量や努力量を管理するデータベースとして改修を行う。実施内容は以下のとおりである。

- ① 各地で操業情報（魚種別の水揚げ量を含む）を収集するサービスを提供している民間企業等から、漁業者IDを付与した操業データを受信して都道府県別の専用領域（テーブル）に登録できる
- ② 民間企業又は都道府県別に存在する魚種別・漁業種類別等の地方名コードを、都道府県内の統一コードや全国標準コードに変換できる

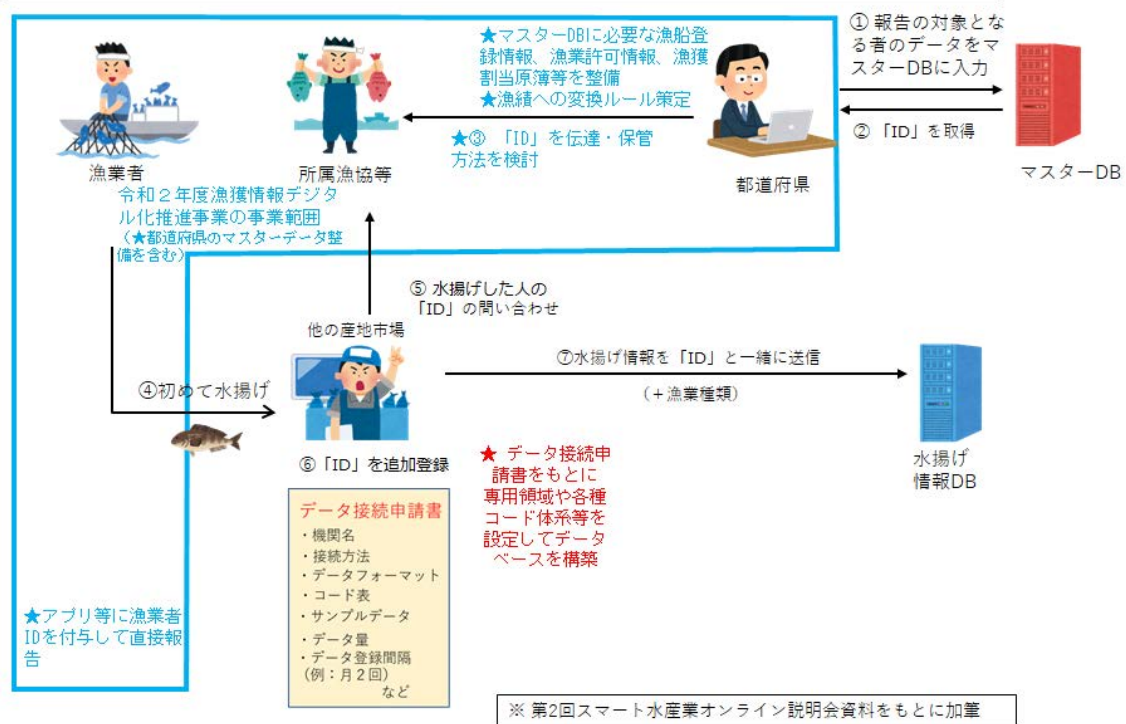
- ③ 都道府県別の専用領域には、登録したデータを限定した利用者のみが確認、修正等できること。この時、個人情報を含むセキュリティ対策を講じる
- ④ 構築に必要な各種情報の収集・整備は、漁獲情報デジタル化推進事業における都道府県のデジタル化推進計画に基づいて行われる。その結果は「データ接続申請書（仮）」として提供されるので、その情報をもとにデータベースを構築する
- ⑤ 本データベースに蓄積される各種情報を資源評価で利用できるよう、変換や検索等ができる
- ⑥ 他のシステムとの連携（インターフェイス）ができる

（３）運用方針

操業情報データベースでは、水揚げ情報データベースでは収集することができない漁業者から直接報告される魚種別の水揚げ量や努力量及び操業情報を収集・管理する。

- ① 漁獲報告デジタル化推進事業において、産地市場等を利用しない取引等が多い都道府県では、『漁業者が操業情報収集アプリケーションを利用して魚種別の水揚げ量や操業情報を電子データとして、入力・送信する』体制を整備する地域がある。このタイプは、概ね 10 都道府県、10 漁業協同組合に所属する漁業者が該当すると見込まれる

漁業者が操業情報収集アプリケーションを利用してデータ入力・送信する場合



- ② 都道府県の状況によっては、上記の水揚げ情報データベースとの併用もあるので、連携できるようにする
- ③ 漁業者 ID 等の詳細な情報は、マスターデータベースと連携し参照できる体制を検討
- ④ 資源評価で利用できるように変換や検索等の手法については、検討のための委員会等を通じて水研関係者を含む有識者に適時助言を受け、システムに反映させる